平成２５年（フ）第４８７号
川崎市川崎区京町３丁目13番10号　マスダビル303、前住所川崎市川崎区浅田４丁目７番３号　泉コーポ101
債務者　南川　有希（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９３号
川崎市多摩区菅馬場１丁目10番１―205号
債務者　佐藤純一郎
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
川崎市宮前区有馬６丁目６番１―203号　五十嵐ハイツ
債務者　周藤　直紀
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
川崎市高津区末長978番地　パルコートＢ202
債務者　清水　正男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目17番３号　三陽ハイツ205
債務者　齋藤　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
川崎市高津区下野毛３丁目８番１号　アパートメント中町305
債務者　高橋　達也
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１９号
千葉県鴨川市前原147番地
破産者　大石鉄工株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第７７９号
千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目９番10号
破産者　綟川　康夫
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８７８号
千葉県八千代市下市場２丁目11番11号　シャルム101
破産者　河村　太平
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２９号
千葉県市原市五井6991番地３
破産者　芝崎　正敏
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７２号
千葉県八千代市大和田新田355番地81　アベニューゆりのきⅡ―104号
破産者　田島　勝吾
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６００号
静岡市駿河区馬渕２丁目15番29号
破産者　株式会社小川履物
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５０号
名古屋市中村区名駅５丁目３番21号
破産者　有限会社イデアネットワークアシスト
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県三木市平田258番地
破産者　カワイ株式会社
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３９号
神戸市中央区生田町１丁目１番７号
破産者　東栄電気株式会社
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
島根県出雲市口宇賀町482番地
破産者　大福　敏夫
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第６７号
福岡県田川市大字伊田2721番地
破産者　平山電気株式会社
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所田川支部